平成２８年（フ）第１３号
岡山県倉敷市連島町連島576番地１アルパーク江長105
債務者　七村　昌美
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
岡山県倉敷市玉島上成870番地１
債務者　初村美由紀
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第９号
長崎県大村市古賀島町52番地３　ラフィネⅡ103号、旧住所長崎県諫早市高来町下与240番地３
債務者　桑原　英男
１　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
愛知県西尾市下矢田町円入庵６番地１　ジュネスＢ棟203号室、前住所愛知県西尾市永吉３丁目51番地　ＶＩＬＬＡ永吉Ａ棟202号室
債務者　深谷秋こと　深谷　明子
１　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月26日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
静岡県菊川市下平川1255番地の５　サニーヒルズ105、前住所静岡県牧之原市新庄2045番地１　１Ｆ
債務者　山田ミルトンこと　ヤマダ　ミルトン
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
北海道帯広市西８条南４丁目19番地１　ハイツ舞Ａ号
債務者　瀬川　敬弘
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月26日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
栃木県鹿沼市樅山町567番地１
債務者　川田　和代
１　決定年月日時　平成28年３月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９７号
栃木県下野市文教３丁目７番地20　レッチワース・ハイツＣ棟202、前住所栃木県下野市下古山752番地17
債務者　柏崎　理亜
１　決定年月日時　平成28年３月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９９号
栃木県宇都宮市今泉町3013番地
債務者　吉澤塗装店こと　吉澤　政典
１　決定年月日時　平成28年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６８３号
東京都練馬区大泉町１丁目21―36―101
債務者　福冨　　彰
１　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６８４号
東京都練馬区大泉町１丁目21―36―101
債務者　中田　智美
１　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６９０号
東京都江戸川区北葛西１丁目３―13―103
債務者　松村　靖行
１　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７０６号
東京都板橋区志村１丁目16―８―101
債務者　鶴岡佐和子
１　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７５３号
東京都北区滝野川６丁目47―２
債務者　下川　裕暉
１　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７５６号
東京都練馬区大泉学園町５丁目28―12　フローラ大泉26号
債務者　愛甲　正文
１　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７６６号
東京都中野区南台５丁目９―22―103
債務者　伊藤　　英
１　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部